

【資料2-1】開催要項 改正(案)

箕面市福祉有償運送運営協議会開催要綱

(制定 平成26年11月10日訓達第45号)

改正 平成27年 3月31日訓達第 9号

令和 2年 3月31日訓達第 5号

令和 3年 3月16日訓達第 3号

令和 7年 6月23日訓達第34号

令和 7年 月 日訓達第 号

(開催)

第1条 この要綱は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第49条第2号に規定する福祉有償運送に**関係する協議を行う**ため、**(削除)**箕面市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）の開催に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の規定による福祉有償運送の登録（法第79条の6第1項の規定による有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定による変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による**協議が調った状態でなくなったとき**に関する事項
- (3) 福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

(構成員)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 市長が指名する本市職員
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 住民又は旅客
- (4) 地方運輸局長が指名する職員
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 本市に所在する現に福祉有償運送を行っている団体

(7) 学識経験者

(運営)

第4条 協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の構成員に諮って定める。

(謝礼等)

第5条 第3条第7号に掲げる者に対する謝礼の額は、協議会への出席に対し、日額9,000円とする。

2 第3条第2号から第7号までに掲げる者が市長の依頼により旅行したときは、その旅行に対し、箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和29年箕面市条例第10号）別表に定めるその他の非常勤の職員の例により旅費を支給する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部地域福祉室において行う。

附 則

この要綱は、訓達の日から施行する。

附 則（平成27年訓達第9号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年訓達第5号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年訓達第3号）

この要綱は、訓達の日から施行する。

附 則（令和7年訓達第34号）

この要綱は、訓達の日から施行する。

附 則（令和7年訓達第 号）

この要綱は、訓達の日から施行する。

(報告事項)

R7.4.1「健康福祉政策室」から「地域福祉室」への名称変更により先に改正しています

(新旧対照表)

新	旧
(開催) 第1条 この要綱は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第49条第2号に規定する福祉有償運送に<u>関係する協議を行うため、箕面市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）の開催に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (協議事項) 第2条 略 (1) 略 (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による<u>協議が調った状態でなくなったときに関する事項</u> (3) 略 第4条～第6条 略 附 則 （令和7年訓達第 号） (施行期日) この要綱は、訓達の日から施行する。	(開催) 第1条 この要綱は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第49条第2号に規定する福祉有償運送に<u>関し関係者の合意を要する事項等を協議するため、規則第51条の7第1号に規定する運営協議会として箕面市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）の開催に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (協議事項) 第2条 略 (1) 略 (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による<u>合意の解除に関する事項</u> (3) 略

【資料2-2】規約 改正(案)

箕面市福祉有償運送運営協議会規約

制定 平成26年11月14日

改正 平成28年11月 8日

改正 平成31年 3月18日

改正 令和 元年 8月19日

改正 令和 3年 2月19日

改正 令和 7年 月 日

(目的)

第1条 箕面市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1項第2号に規定する福祉有償運送について、福祉有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議することを目的とする。

(構成員)

第2条 協議会の構成員は、別表で掲げる者とする。

(役割)

第3条 協議会に会長をおき、構成員のうち学識経験者をもって充てる。

2 会長は、会務を総括する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が構成員の中から指名する者がその職務を代理する。

(構成員の任期)

第4条 構成員の任期は、1年とし、再任は妨げないものとする。

2 構成員の欠けた場合における補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 福祉有償運送の登録及び更新の申請等が予定されているとき
 - (2) 事故の連絡、業務停止等行政処分が行われた場合に適切な対応を協議するとき
 - (3) その他、福祉有償運送の適切な運営を確保するために必要があるとき
- 2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、書面等をもって委任を行った者については、これを出席者とみなす。
- 3 構成員は、地域福祉の向上、地域住民の生活に必要な旅客運送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行うよう努めるものとする。
- 4 協議結果は、出席構成員の合議によるものとする。
- 5 会長は、必要に応じて、構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(会議結果の取扱い)

- 第6条 会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。
- 2 会議において協議が調った場合には、申請者は速やかに大阪運輸支局等へ申請を行うものとする。

(守秘義務)

- 第7条 構成員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務等)

- 第8条 協議会の庶務及びその他福祉有償運送に関する対応は、箕面市健康福祉部健康福祉政策室地域福祉室において処理する。

(その他)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が

協議会に諮り定めるものとする。

附 則

この規約は、制定の日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年11月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年3月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年8月19日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年2月19日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年 月 日から施行する。

(別表)

区 分 (道路運送法施行規則)	構 成 員
箕面市長が指名する職員 (第51条の8第1項第1号)	健康福祉部長
	地域創造部長
一般旅客自動車運送事業者及び その組織する団体 (第51条の8第1項第2号)	阪急タクシー株式会社の代表
	一般社団法人大阪タクシー協会の代表
住民又は旅客 (第51条の8第1項第3号)	箕面市老人クラブ連合会の代表
地方運輸局長が指名する職員 (第51条の8第1項第4号)	近畿運輸局大阪運輸支局の職員
一般旅客自動車運送事業者の事業用自 動車の運転者が組織する団体 (第51条の8第1項第5号)	阪急タクシー労働組合の代表
区域内において現に自家用有償旅客運 送を行っている特定非営利活動法人等 (第51条の8第1項第6号)	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団の代表
	公益社団法人箕面市シルバー人材センター の代表
学識経験者 (第51条の8第2項)	交通政策に精通している者

【資料2-3】協議要領 改正(案)

福祉有償運送の実施に係る登録基準及び福祉有償運送運営協議会協議要領

制定 平成26年11月14日

改正 平成28年11月 8日

改正 平成31年 3月18日

改正 令和 3年 2月19日

改正 令和 7年 月 日

大阪府箕面市福祉有償運送運営協議会会長

道路運送法及び道路運送法施行規則等における福祉有償運送に係る諸規定に照らし、箕面市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）においては、登録の基準、協議会において協議すべき事項及び申請者から説明を求め、確認を行う事項について、以下のとおり定める。

I. 協議すべき事項

1 福祉有償運送の必要性（協議会の協議が調うことが必要）

タクシー等の公共交通機関によっては、移動制約者に対する十分な輸送サービスの確保が困難であると認められる場合に、それらを補完するための手段として、次に掲げる理由により、箕面市における必要性が認められるものであること。また、更新登録を行う場合には、引き続き、必要性が認められること、変更登録を行う場合には、その必要性があること。

- ① タクシー事業者等による福祉輸送サービスが提供されていないか、直ちに提供される可能性が低い場合
- ② タクシー事業者等は存在するものの移動制約者の需要量に対して供給量が不足していると認められる場合

2 運送の区域

運送の発地又は着地のいずれかが箕面市とする。

市町村の区域を超えて運送の区域を設定する場合は、移動制約者のニーズになっていることや運行管理が適切かつ確実に行われると認められる範囲であることを要する。

3 旅客から収受する対価（協議会の協議が調うことが必要）

旅客から収受する対価の基準は、次のとおりとし、個別の案件ごとに協議会で審議する。また、変更しようとする場合も同様とする。

- (1) 旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること
- (2) 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること
- (3) 箕面市におけるタクシーの運賃及び料金を勘案して、営利を目的としない妥当な範囲であること

○ 対価の範囲

対価は、次に掲げる運送サービスの提供に対するもの及び運送サービスに伴って行われる役務の提供や施設の利用料について利用者の負担を求めるものであること。

- ① 運送の対価…運送サービスの利用に対する対価
- ② 運送の対価以外の対価…迎車回送料金、待機料金、その他（介助料、添乗料、ストレッチャー、車いす使用料等の設備使用料など）の料金

○ 運送の対価

運送の対価は、原則として、次の中から選択し、いずれにもより難い場合には、協議会で個別に審議する。

- ① 距離制
- ② 時間制
- ③ 定額制

○ 運送の対価以外の対価

運送の対価以外の対価を設定する場合には、それぞれの対価の額及びそれを適用する場合の基準を明確に定め、協議会で個別に審議する。

4 旅客の範囲

旅客の範囲は、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、単独でタクシー等を利用することが困難な次の者であって、旅客の名簿に記載さ

れている運送者の会員（予定者を含む）と付添人に限る。

- （１）身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第４条に規定する身体障害者
- （２）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第５条に規定する精神障害者
- （３）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第２条第４号に規定する知的障害者
- （４）介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１９条第１項に規定する要介護認定を受けている者
- （５）介護保険法第１９条第２項に規定する要支援認定を受けている者
- （６）介護保険法施行規則（平成１１年厚生労働省令第３６号）第１４０条の６の４第２号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者
- （７）その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害（自閉症、学習障害などの発達障害を有する者を含む）を有する者
- （８）上記のほか、単独では公共交通機関を利用することが困難であると協議会で認められた者

Ⅱ．【確認事項】

１ 福祉有償運送に使用する自動車の種類ごとの数

- （１）使用車両は、法人等が所有している乗車定員１１人未満の以下に掲げる自家用自動車であることを要する。ただし、契約等により使用権原及び運送に伴う責任が法人等にあることを定めている場合は、ボランティア個人や企業等の持ち込み車両についても使用可とする。
 - ① 福祉自動車（寝台車、車いす車、兼用車、回転シート車）
 - ② セダン等（貨物輸送の用に供する自動車を除く）
- （２）セダン等については、移動制約者の状況や運行管理の体制等について個別の案件ごとに運営協議会で審議する。軽微な事項の変更の届出により、使用車両を追加する場合も同様とする。

２ 運転者の要件

運転者は、自動車の種類に応じて次の要件のいずれかを備える者であることを要する。

(1) 福祉自動車（寝台車、車いす車、兼用車、回転シート車）の運転者は、道路交通法に規定する第2種免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者又は同法に規定する第1種免許を受けており、かつ、その効力が過去2年以内において停止されていない者であって、次に掲げる要件のいずれかを備えるものとする。

① 国土交通大臣が認定する「福祉有償運送運転者講習」（※）を修了していること

（※）道路運送法施行規則第51条の16第4項の規定に基づき認定を受けた講習実施機関が実施する講習

② ①に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること

(2) セダン等を使用する場合には、道路運送法施行規則第51条の16第3項の規定に基づき、(1)に加え、運転者又は同乗者が次のいずれかの要件を備える者であることを要する。

① 介護福祉士の登録を受けていること

② 国土交通大臣が認定する「セダン等運転者講習」を修了していること

③ ②に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること

3 損害賠償措置

自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するため、次の基準に適合する任意保険（共済を含む）の契約を締結していることを要する。

① 対人賠償の限度額が1人につき、8,000万円以上のもの

② 対物賠償の限度額が1事故につき、200万円以上のもの

③ 運送者の法令違反が原因の事故について、補償が免責となっていないこと

④ 保険期間中の保険金支払額に一定割合の負担額その他の制限がないこと

⑤ すべての福祉有償運送自動車について契約を締結すること

4 運行管理の体制

5両以上の自動車を運行管理する事務所にあっては、事務所毎に、次の要件を備える運行管理の責任者が、自動車の数に応じて選任されていることを要する。

- ① 国家資格たる運行管理者…39両まで1人、以降40両毎に1人
- ② 運行管理者試験の受験資格を有する者及び安全運転管理者の要件を備える者…19両まで1人、以降20両毎に1人

5 整備管理の体制

自動車の点検及び整備を適切に実施するため、整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制を整備していることを要する。

6 事故時の連絡体制

事故が発生した場合に適切に対応するため、責任者の選任その他連絡体制を整備していることを要する。

7 苦情処理体制

旅客に対する取扱いその他福祉有償運送に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明できるよう、苦情処理体制を整備していることを要する。

8 その他必要な事項

この要領に定めるもののほか、登録の基準、協議会において協議すべき事項及び申請者から説明を求め、確認を行う事項に関し必要な事項は、協議会が協議し定める。

附 則

この取り扱いは、平成26年11月14日以降の協議会での協議から適用するものとする。

附 則

この取り扱いは、平成28年11月8日以降の協議会での協議から適用するものとする。

附 則

この取り扱いは、平成31年3月18日以降の協議会での協議から適用するものとする。

附 則

この取り扱いは、令和3年2月19日以降の協議会での協議から適用するものとする。

附 則

この取り扱いは、令和7年8月 日以降の協議会での協議から適用するものとする。

【新旧対照表】

新	旧
I. 協議すべき事項 1 福祉有償運送の必要性（協議会<u>の協議が調うことが必要</u>） 2 略 3 旅客から収受する対価（協議会<u>の協議が調うことが必要</u>） 4 略 II. 略 1～8 略 附 則 <u>この取り扱いは、令和7年8月 日以降の協議会での協議から適用するものとする。</u>	I. 協議すべき事項 1 福祉有償運送の必要性（協議会<u>における合意が必要とする。</u>） 2 略 3 旅客から収受する対価（協議会<u>における合意が必要とする。</u>） 4 略 II. 略 1～8 略